

出向を口実に組織破壊攻撃！！

関連のない会社への出向は規程違反だ！

出向規程 第2条（出向の意義）

「出向」とは、社員としての地位を保有したまま、会社の命により、関連会社又は団体等（以下「出向先という。」）に勤務することをいう。

関連会社への出向変更を申し入れる！

2月1日付けで、関連会社ではないタイガー警備保障株式会社に J R 東海労新幹線関西地本執行委員を担い奮闘されている大阪仕業検査車両所分会組合員と関西地区分会組合員の2名が出向となりました。

組合員は出向先を具体的に通知されて、車両所での出向先は関連会社のサービックとかSEKへの出向がほとんどであるにもかかわらず、また、新大阪支所のサービックは人手不足となっている現実の中で、何故、関連会社でないところへの出向なのか納得がいかず撤回と解明を求めて簡易苦情申告を提出しました。

しかし、発令は覆ることはなく、「建設現場での安全誘導」という現場作業に従事することになりました。

新幹線関西地本は、出向規程からすれば関連会社ではないタイガー警備保障株式会社への出向には不合理性があり、しかも、関連会社の中には要員不足のところがあるにもかかわらず、関連会社ではない会社への出向は納得がいくものではないため、2月6日付けで下記の内容で関西支社に申し入れを行いました。

1. タイガー警備保障を出向先とした根拠を明らかにすること。
2. 出向規程第2条からすれば、関連会社ではないタイガー警備保障を出向先とすることに整合性も合理性もなく、規程違反と受け止められる。会社の見解をあきらかにすること。
3. タイガー警備保障への出向を中止して、関連会社への出向に変更すること。

以上